

## 北山村地域防災計画改訂業務仕様書

### 1. 業務目的

本業務は、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、今後の感染症対策に関する事項を追加するとともに、東日本大震災や平成26年の広島土砂災害、平成28年の熊本地震、台風10号災害等の近年の大規模災害の経験と防災における社会情勢の変化等に応じて、上位関連計画及び関連法令等との整合性を図り、現行の北山村地域防災計画を改訂することで、本村の防災、防疫力向上を目的とする。

### 2. 業務概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 北山村地域防災計画（本編及び資料編）の修正案の作成
- (2) 北山村地域防災計画（本編）の新旧対照表の作成
- (3) 住民啓発小冊子の作成
- (4) 会議資料の作成
- (5) 感染症対策に関する事項の追加
- (6) 職員研修の実施

### 3. 業務期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和4年3月31日までとする。

### 4. 準拠する法令等

本業務の実施にあたり、本仕様書のほか、次の関係法令等に基づいて実施する。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第7号）
- (5) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）
- (6) 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）
- (7) 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）
- (8) 防災基本計画
- (9) 和歌山県地域防災計画（令和2年2月修正）
- (10) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）
- (11) 避難場所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）

- (12) 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府）
- (13) 大規模地震防災・減災対策大綱（中央防災会議）
- (14) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議）
- (15) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府）
- (16) 北山村地域防災計画、北山村ハザードマップ
- (17) 和歌山県の各種手引き
  - ・津波避難計画策定指針
  - ・広域受援計画
  - ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準
  - ・市町村避難所運営マニュアル作成モデル
  - ・避難対策ワークショップ運営の手引き 等
- (18) 新型インフルエンザ等対策特別措置法
- (19) 新型コロナウイルス感染症対策に関する法令
- (20) その他関係法令等

## 5. 書類の提出

受託者は、業務の着手、完了にあたり、次に掲げる書類を提出するものとし、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

### (1) 業務着手時

- ア 業務着手届
- イ 業務実施計画書
- ウ 業務工程表

### (2) 業務完了時

- ア 業務完了届
- イ 目的物引渡書

## 6. 検査及び瑕疵

受託者は、業務完了時に管理技術者立会いの上、北山村の検査を受けなければならない。業務完了後において、明らかに受託者の責めに帰すべき業務の瑕疵が発見された場合には、受託者は直ちに、当該個所の修正及びその他必要な処置を行わなければならない。

## 7. 業務完了

業務の検査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納入することにより業務完了とする。

## 8. 業務対象箇所

本業務の対象箇所は、北山村全域とする。

## 9. 打合せ・協議

本業務を円滑に遂行するため、業務着手時打合せ・協議を行うものとする。場所は北山村役場とし、受託者は協議録を作成する。また、月に1回以上、担当研究員もしくは業務窓口担当者が本村を訪問し、進捗の管理や担当研究員との調整を図ること。

## 10. 既存資料の収集整理

受託者は、業務に必要な各種資料を村内外の関係機関及び団体から広く収集し、調査・分析に際してわかりやすく整理するものとする。なお、北山村に対し、参考資料の貸与を申し出る際には、借用希望資料リストを作成し、北山村に提出するものとする。貸与された資料は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行い、業務完了後は速やかに返却するものとする。

調達分（民間成果）の使用についてのライセンス申請等については、受託者にて行うとともに、結果を北山村に報告するものとする。

収集・整理する資料は、利用時点で最新のものを活用することとし、資料に更新があった場合は、直ちに最新のものとの差替える。

## 11. 地域防災計画の修正案の作成

現行の北山村地域防災計画（本編、資料編）を修正する。現行計画の電子データ等一式については発注者が提供する。業務内容については以下のとおりとする。

### （1） 準備

本業務を円滑に遂行するため、本村の地域防災計画及び関連計画の内容を把握するとともに、本村の実態を把握し、業務実施方針及び作業スケジュールについて検討し、業務計画書を立案・作成する。

### （2） 資料の収集整理

地域防災計画を修正するにあたり、関係法令等の資料を収集整理する。

### （3） 地域防災計画修正案の作成

地域防災計画修正案を作成する。計画の編構成については、発注者受注者協議の上決定する。

### （4） 地域防災計画（本編）の新旧対照表の作成

地域防災計画（本編）の新旧対照表を作成する。

### （5） 住民啓発小冊子の作成

南海トラフ等の大地震が発生した際、住民がどのように行動し、何を基準に避難するのかなど、新型コロナウイルス等に対する日頃からの感染予防対策など分かりやすく開設した小冊子を作成する。

## 12. 会議資料の作成

### （1） 北山村防災会議資料

防災会議資料として、計画修正の概要、計画原案を作成し、電子データを提出する。

### 13. 職員研修の実施

職員の防災意識を高めるため、防災に関するテーマで研修を実施すること。研修の詳細については本村と協議の上、決定することとする。

### 14. 法令情報の提供

防災に関する法改正や制度改正があった場合、その概要をまとめた資料と関連法令の新旧対照表を提供すること。また、それらの改正動向と計画策定が連動した形で業務を進められるようにすること。

### 15. 成果品

- |   |         |
|---|---------|
| (1) 北山村地域防災計画（本編、資料編）<br>A4判、300～500頁程度、本文1色刷（一部4色刷含む）<br>（計画書のページ数については本村と協議の上、決定することとする。） | 50部     |
| (2) 北山村地域防災計画（本編、資料編）及び本編新旧対照表の原稿データ（MS-Word、PDF形式）   | 1式      |
| (3) 住民啓発小冊子の作成<br>A4判、コート紙、5～10頁、4色刷、PDFデータ含む<br>（地域の特性や実情、日常的な感染症対策などを含めた内容であること。）         | 500部    |
| (4) 防災会議資料  | 電子データ1式 |
| (5) 職員研修資料  | 電子データ1式 |
| (6) 法令改正情報資料  | 1式      |
| (7) その他業務に使用した資料の電子データ  | 1式      |
| (8) 上記（2）～（7）の電子データを格納したCD  | 1枚      |

### 16. 成果品の帰属

成果品の所有権は、全て発注者のものとし、受託者は発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用してはならない。

### 17. 疑義の解決

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議の上決定する。